

岩手県選挙管理委員会告示第85号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の指定（平成7年岩手県選挙管理委員会告示第71号）の一部を次のように改正する。

平成23年8月23日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

改正前		改正後	
市町村名	指定した施設の名称	市町村名	指定した施設の名称
[略]		[略]	
北上市	[略] <u>北上市北研修センター</u>	北上市	[略] <u>黒沢尻北地区交流センター</u>
	[略] <u>立花農業者トレーニングセンター</u>		[略] <u>立花地区交流センター</u>
	[略] <u>更木農村集落会館</u>		[略] <u>更木地区交流センター</u>
	[略] <u>黒岩農村集落会館</u>		[略] <u>黒岩地区交流センター</u>
	[略] <u>稲瀬農村集落会館</u>		[略] <u>稲瀬地区交流センター</u>
	[略]		[略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。